

## ○郵送による国民健康保険加入手続きのご案内

### (1) 必要書類

① 社会保険離脱証明書（資格喪失証明書）（原本）

※勤務先又は各健康保険組合から発行されます。

② 届出人の本人確認書類（写し）

・運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等顔写真のついた身分証  
（又は医療機関の診察券やキャッシュカードを2点以上）

③ 世帯主及び手続きに該当する被保険者のマイナンバー確認書類（写し）

※マイナンバーカードや通知カードがない等により提出が困難な場合には省略可。

※番号確認後、こちらで処分します。なお、返却希望の場合はその旨記入してください。

※番号法規定事務に必要な場合、市が個人番号を確認し法令の範囲で利用することがあります。

④ 国民健康保険被保険者資格届

※本ページ内提供書式から印刷するか、希望により自宅へ送付することができます。

※日中に連絡可能な電話番号をご記入願います。

⑤ 福祉医療受給者資格者異動届（該当者のみ）

※前橋市のホームページからダウンロード可能です。

### (2) 国民健康保険被保険者証について

郵送にて加入手続きした方の被保険者証は後日郵送します。

### (3) 国民健康保険税の課税について

国民健康保険に加入すると、国民健康保険税が課税されます。

国民健康保険税の納税義務者は世帯主様となります。加入による新規課税もしくは税額の変更が生じた場合、届出の翌月以降に世帯主様宛に納税通知書を送付します。

### (4) 送付先

〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 国民健康保険課 賦課係 宛

※なお、お届けいただく書類は、個人情報が多く含まれる書類ですので、できるだけ簡易書留等での発送をお願いいたします。

【前橋市役所 国民健康保険課 賦課係 直通電話 027-898-6250】